

# 特別史跡五稜郭跡保存整備委員会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は特別史跡五稜郭跡保存整備委員会（以下「委員会」という。）の設置、組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査・研究するものとする。

- (1) 特別史跡五稜郭跡の総合的な環境整備に関すること。
- (2) 特別史跡五稜郭跡に係る資料・文献等に関すること。
- (3) 前各号のほか特別史跡五稜郭跡に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市民組織を代表する者
- (3) その他教育長が必要と認める者

2 委員会に座長をおき、座長は委員会の会議の議長となる。

(専門部会)

第4条 委員会は、必要があると認めるときは次の専門部会を置くことができる。

- (1) 建築専門部会
- (2) 石垣整備専門部会

2 専門部会は、委員のうち教育委員会が指定する者および委員以外の学識経験のある者のうちから教育委員会が指定する者をもって組織する。

(意見等の聴取)

第5条 委員会は、調査・研究を行うため必要があると認めるときは、調査・研究事項について専門的な知識を有する者、実施機関の職員その他関係人の出席を求めて、意見または説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、教育委員会において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営、その他必要な事項は、座長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成6年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年7月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年1月18日から施行する。